

剣淵町「地域おこし協力隊」募集要項

剣淵町は、北海道中央部の旭川市から北へ車で約1時間。旭川空港を利用すると首都圏への日帰り往復も可能な距離に位置する田園風景が豊かな人口約2,900人の純農村の町です。1988年、まちの若者たちが絵本を題材としたまちづくりの取組をきっかけに「絵本の里 けんぶち」が誕生し、これまで絵本がもつ温もりや人と人をつなぐ力に触れ、それを大切にしながら農業、福祉、観光などが連携したまちづくりを推進してきています。

農業を基幹産業とする本町において、近年エゾシカやヒグマ、アライグマなどの被害が拡大しています。特に近年、ヒグマの出没が相次ぎ、農作業や日常生活に影響を及ぼしています。エゾシカやアライグマも年々増加傾向にあり、対応に苦慮しております。

一方、地元の猟友会については、年々高齢化しており、後継者不足と農業者が自ら鳥獣害被害の防止に取り組んでいることもあり、多忙を極めております。

今回、本町では猟友会の担い手不足解消と有害鳥獣に関する対応策を模索していくことのできる人材を求めることとし、次のとおり募集します。

1 募集人数 1名

2 募集対象者

次のすべての項目に該当する方が対象になります。

- (1) 年齢は、委嘱日現在で原則として満20歳以上の方
- (2) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）等に在住し、採用決定後に剣淵町に住民登録し居住できる方
- (3) 普通自動車運転免許証を所持している方
- (4) 自家用車を確保している方、又は採用日に自家用車を確保できる方
- (5) パソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方
- (6) SNS（Facebook、Twitter、Instagramなど）の情報発信ができる方
- (7) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (8) 地域おこし協力隊活動終了後も剣淵町に定住する意欲を持っている方

3 募集要件

- (1) 第一種猟銃免許及び罟免許を保有している方
- (2) 猟銃を使用し、銃猟及び罟猟実施経験のある方
- (3) 地元猟友会に加入し、地域住民や地元猟友会と積極的にコミュニケーションをはかることができる方
- (4) 協力隊終了後も地元猟友会に加入し、定住する意思のある方

4 業務概要

北海道猟友会士別支部剣淵分会に参加し、次の業務にあたる。

- (1) 有害鳥獣駆除活動（エゾシカ・ヒグマ等）
- (2) 有害鳥獣に係る事務（剣淵町農林課が主管するもの）
- (3) 活動終了後の隊員の起業・就業を目指すための隊員の希望に合わせた地域協力活動や自主的な研修・研究活動

5 勤務地

- (1) 剣淵町一円
- (2) 剣淵町農林課（剣淵町仲町 37 番 1 号）

6 勤務時間

- (1) 1 日 7 時間 30 分、週 37 時間 30 分を原則とします。ただし、必要に応じて時間外に勤務する場合があります。また、休日に勤務した場合は、原則として勤務日と休日を振替えます。

7 休日・休暇

(1) 休日

週休 2 日、国民の祝日、年末年始（12 月 30 日から翌年 1 月 4 日まで）

※ 上記を基本としますが、活動状況等に応じて相談のうえ変更する場合があります。

(2) 休暇

年次有給休暇 1 年目 10 日

特別休暇 忌引、結婚、夏季など（会計年度任用職員に準じます。）

8 雇用形態・期間

- (1) 身分は、「剣淵町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。

※ 地方公務員法による剣淵町会計年度任用職員（パートタイム）となります。

- (2) 採用日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定していますが、採用決定後に相談の上、調整します。

- (3) 期間は、委嘱の日から 1 年間とします。その後、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、1 年を超えない期間で町長が再委嘱の判断を行いますが、委嘱期間は、最長で 3 年とします。

- (4) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取消すことがあります。

9 報酬 月額 240,000 円 （賞与、退職手当等は支給されません。）

※ 報酬からは、社会保険料・雇用保険料の本人負担分が差引かれますが、住民税は、個人納付対応になります。

10 待遇・福利厚生

(1) 住宅

- ・ 活動期間中の住居は剣淵町が住宅を用意し、家賃は町が負担します。
- ・ 引越しに係る経費、居住に係る光熱水費、生活用品等は、自己負担になりますが、家具等の一部は剣淵町で用意します。
- ・ 赴任（転入）に伴う交通費等は、剣淵町が一部助成します。

(2) 活動支援

- ・ 通勤や活動のための移動に要する自動車借上料として、最大月額 15,000 円を支給します。
- ・ 活動に必要な旅費は剣淵町が負担しますが、燃料費は自己負担となります。
- ・ 活動に必要な消耗品・備品等は、剣淵町が用意します。

(3) 福利厚生

社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入します。

11 報酬等の支給日

報酬、住宅使用料（住宅家賃相当額）及び自動車借上料は、毎月 21 日に支給します。（支給日が土・日曜日、祝日の場合は、その前日）

12 募集期間

令和 6 年 11 月 11 日（月）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで

13 申込方法等

（1）提出書類

- ・ 剣淵町「地域おこし協力隊」応募用紙（様式 1）
- ・ 住民票（令和 6 年 11 月 11 日以降発行のもの）

※ 応募用紙等は剣淵町ホームページ、又は一般社団法人移住・交流推進機構(JOIN)ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された書類は、返却しません。

（2）提出期限 申込受付期間内に必着

（3）申込方法 郵送による

（4）提出先

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号
剣淵町総務課企画財務広報グループ

14 選考の流れ

（1）第 1 次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

（2）第 2 次選考（面接）

第 1 次選考合格者を対象に剣淵町役場等で面接試験を行います。なお、「おためし地域協力隊」を体験される方は期間中に行う予定です。（詳細は、第 1 次選考の合格者に通知します。）

（3）最終選考の結果

第 2 次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

15 問い合わせ先

剣淵町総務課企画財務広報グループ（担当：鴻野）

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号

T E L 0165-26-9021（直通） F A X 0165-34-2590

E-mail kikaku@town.kembuchi.hokkaido.jp

U R L <http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>

※ 応募に関するお問い合わせは、別紙「質問票(様式 3)」に記入の上、メールでお願いします。